

労働・助成金情報 特急便

第 98 号 (2021 年 1 月)

深川経営労務事務所
社会保険労務士 深川 順次
〒812-0014
福岡市博多区比恵町 11-7-701
TEL : 092-409-9257
FAX : 092-409-9258

労働基準法の内容についてご紹介します。
今回は、「賃金」「労働時間」「割増賃金」の基本を確認します。

<賃金とは>

- 会社が労働者に支払うもの（通貨や現物支給）
- 労働の対価
- 基本給、手当、賞与など名称を問わない

弔慰金や結婚祝い金など恩恵的なものは福利厚生になるため賃金にはなりません。

賃金支払いの方法は法律で決まっています。

- ① 現金で支払う。労働者の同意があれば振込にできます。
- ② 賃金は本人に支払う。労働者が同意していても、本人以外には支払えません。
- ③ 働いた分の給与は、全額を支払う。
- ④ 給与は毎月 1 回は支払う。
- ⑤ 給与は毎月決められた日に支払う。

<最低賃金以上の支払い>

賃金には、最低額の基準が法律で定められています。

都道府県ごとに定めた地域別最低賃金と、産業ごとに定めた特定最低賃金の 2 種類があります。会社は最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければいけません。

毎年 10 月頃に、最低賃金の見直しがされます。今現在は、福岡：842 円、佐賀：792 円、長崎：793 円となっています。

最低賃金を計算する際に、最低賃金の対象になる賃金は毎月の労働に支払う基本的な賃金になります。ただし、最低賃金の対象とならない賃金があります。

最低賃金の対象外となる賃金

- 臨時的に支払う賃金（結婚手当、出産手当など）
- 1 カ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- 残業手当
- 精皆勤手当、通勤手当、家族手当、住宅手当など

<労働時間とは>

従業員が会社の監督・指揮命令下にある時間のことをいいます。

働く時間だけでなく、それに付随する仕事の準備や片付けなどの時間も労働時間となります。また、実際に作業していない待機時間や仮眠時間といった「手待ち時間」も会社の監督・指揮命令下であれば労働時間です。

労働時間は、原則「1 日 8 時間 1 週間 40 時間」です。（例外として変形労働時間制があります）

これを超えて働かせることはできません。この時間を超えて働かせる場合には、

- ① 「時間外労働・休日労働に関する協定届」（36 協定）を締結し、所轄の労働基準監督署へ届出る
- ② 割増賃金を支払う

この 2 つが必ず必要です。

<割増賃金>

割増賃金は、1時間当たりの賃金に下記の表の割増率分を上乗せした賃金を支払います。

種類	支払う条件	割増率
時間外 (時間外手当・残業手当)	法定労働時間を超えた時 (1日8時間・週40時間)	25%以上
	時間外労働が限度時間を超えた時 (36協定で定めた1か月45時間、1年360時間等)	25%以上
	時間外労働が1か月60時間を超えた時(※1)	50%以上
休日 (休日手当)	法定休日(週1日)に勤務させた時	35%以上
深夜 (深夜手当)	22時から5時までの間に勤務させた時	25%以上

(※1) 中小企業は、2023年4月1日からの適用

<月給者の1時間当たりの賃金計算方法>

月給÷1年間における1か月平均所定労働時間

ただし月給に含まれないものがあります。

- 家族手当・扶養手当・子女教育手当※
- 通勤手当※
- 住宅手当※
- 別居手当・単身赴任手当
- 臨時の手当(結婚手当・出産手当・大入り袋など)

※家族数、交通費、距離や家賃に比例して支給する物は月給に含まれません。一律支給されている場合は月給に含まれます。

<例> 基本給235,000円、精皆勤手当8,000円、家族手当20,000円、通勤手当15,000円
年間所定休日122日、1日の所定労働時間が8時間の場合

① 1年間の1か月平均所定労働時間を計算します

1年間の所定出勤日数 1日の所定労働時間
(365日 - 122日) × 8時間

----- = 162 ←1年間の1か月平均所定労働時間
12か月

② 1時間当たりの賃金の計算をします

基本給+精皆勤手当 1年間の1か月平均所定労働時間 = 1,500円 ←1時間当たりの賃金
243,000円 ÷ 162時間

こんな時はどうする？

- 残業手当を実際の残業時間にかかわらず「業務手当」として一律で支給してもいい？

一律支給する場合は、業務手当が残業手当の定額払いであることを就業規則等に明記が必要です。また、実際の残業時間から計算した時間外手当より「業務手当」が低い場合はその不足額も支払います。そして、実際の残業手当と業務手当との過不足を翌月に繰り越して相殺できません。

- 労働時間は、15分単位だから15分未満は切り捨てていい？

労働時間は、1分単位で把握しなければいけません。時間外労働の場合は、1か月の合計に1時間未満の端数がある場合に、30分未満を切り捨て、それ以上を1時間に切り上げることができます。

参考サイト：東京労働局サイト